

## 要排出抑制施設について（案）

### 1. 改正大気汚染防止法における要排出抑制施設

平成 27 年答申において、「水俣条約附属書 D には掲げられていない施設のうち、鉄鋼製造施設のような我が国において附属書 D 対象施設と同等に水銀を相当程度排出している施設については、水俣条約では対応を求められていないが、水俣病経験国として水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から、附属書 D 対象施設に準じた排出抑制取組を求めることが適当である」とされている。

これを踏まえ、改正大防法において、要排出抑制施設とは、「工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるもの」としている。

### 2. 要排出抑制施設として指定する施設（案）

今回、実態調査結果を踏まえ、大気排出インベントリー（2014 年度ベース）を更新した（資料 1 参照）。更新後の大気排出インベントリーにおける規制対象施設別排出量のうち、廃棄物焼却施設を一般廃棄物、産業廃棄物、下水汚泥に区分したとしても、最小の排出量は、産業用石炭燃焼ボイラーの 0.24 トン/年となった。

更新後の大気排出インベントリーにおいて、これまでの施設の区分に従った規制対象施設以外の施設のうち、大気排出量が 0.24 トン/年以上となる施設分類は、鉄鋼製造施設のみであった。このうち、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）と電気炉（廃棄物処理する炉を除く。）2 種類の施設からの水銀排出量は、鉄鋼製造施設全体の排出量の 94%を占める（図 1 参照）。

このため、「要排出抑制施設」は、水銀排出施設とされる施設種類以外の施設であって、「製鉄又は製鋼の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び電気炉」とすることが適当ではないか。

今後、要排出抑制施設を有する事業者においては、自主管理基準の設定や、施設の新増設時における水銀を除去する設備の設置等の排出抑制措置の実施、排出状況の測定、自主管理基準達成状況について評価・公表の実施、インベントリー策定への協力等が行われることになるが、こうした自主的取組のフォローアップのあり方について検討を進めるべきである。

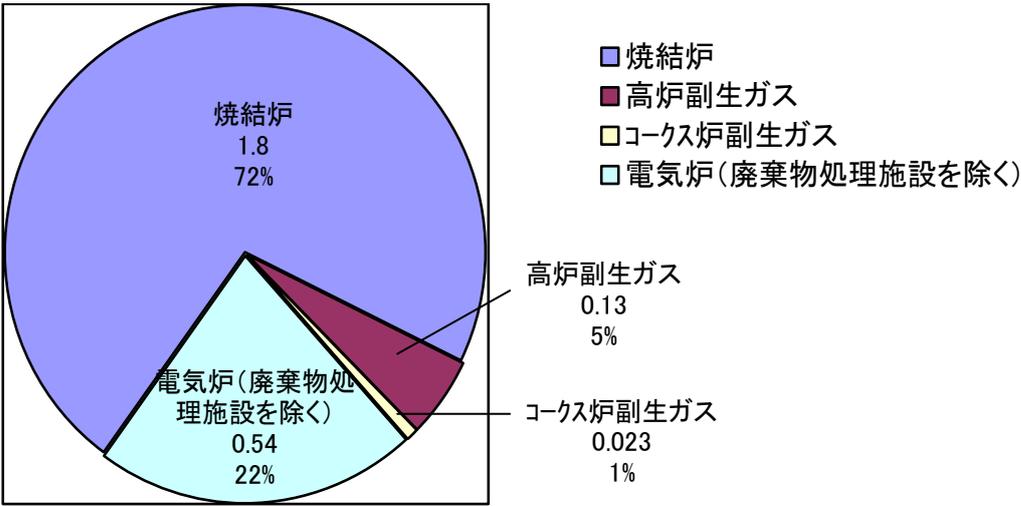


図 1 鉄鋼製造施設における水銀排出量 (トン/年) の内訳 (炉の種類ごと)

3. 事業者による自主的取組の推進

改正大気汚染防止法では、「事業者は、その事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況を把握し、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにするとともに、国が実施する水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策に協力しなければならない。」としている (第 18 条の 33)。

事業者は、自主的な取組として、水銀濃度の測定や測定結果の国への提供、水銀を含有する原料又は廃棄物の搬出者 (廃棄物にあっては排出者) である場合には水銀含有量を把握し引き渡し先への情報提供等に努めることが適当である。